

最高顧問、顧問及び相談役に関する規程

平成21年 5月28日 制 定

平成22年 3月18日 一部改正

平成27年11月 9日 一部改正

第1条 この規程は、定款第18条に基づき、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という）における最高顧問、顧問及び相談役に関する事項について定めたものである。

第2条 当法人に功労のあった者又は学識経験者の中から理事会が指名し、会長が委嘱することにより、最高顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

第3条 最高顧問、顧問及び相談役の任期は特に設けない。また、本人の申し出により退任することができる。

第4条 最高顧問、顧問及び相談役は、議長の要請により総会、理事会及び委員会などに出席し、意見を述べることができる。

第5条 個人正会員が最高顧問、顧問及び相談役に就任したときは、当法人の入会金及び会費を免除することができる。また、賀詞交歓会などの交流会に招待する。

第6条 最高顧問、顧問及び相談役に関して、この規程に定めるものの他は当法人の規則に定めるところによる。

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。